

新型コロナウイルス感染症の影響による 休業や失業で、生活資金にお悩みの皆さまへ

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少があった世帯の生活を支援するため、令和2年3月25日（水）から生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金及び総合支援資金（生活支援費）について、特例貸付を実施します。

~~~~~

◇一時的な資金が必要な方（主に休業された方）については、10万円以内（一定の要件を満たす世帯に対しては20万円以内）を貸し付けるとともに、据置期間、償還期限を延長します。

◇生活の立て直しが必要な方（主に失業された方等）については、総合支援資金により、例えば2人以上の世帯では月20万円以内を貸し付け、据置期間を延長するとともに、保証人がなくても無利子とします。貸付にあたっては自立相談支援事業等の継続的な支援を受けること等が必要です。

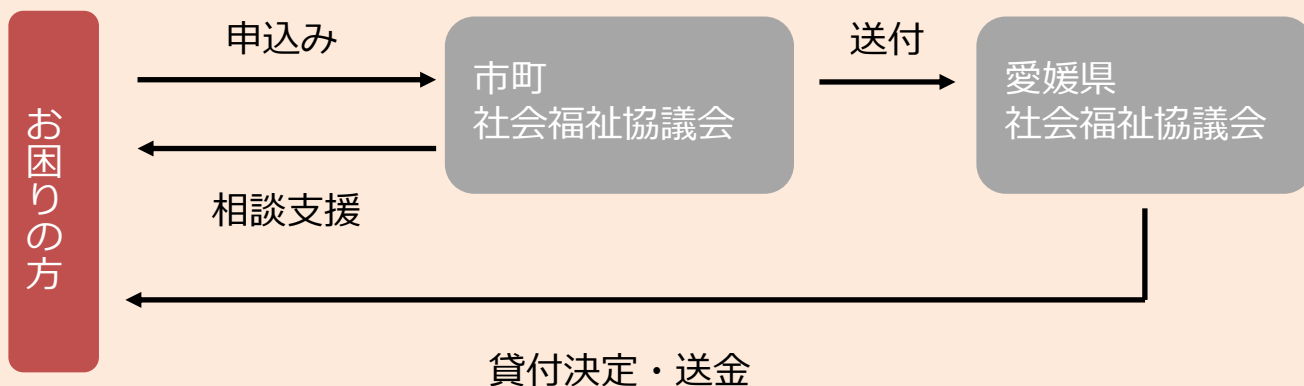
# 一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

愛媛県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

特例貸付の具体的な内容は次のページをご覧ください。また、具体的な内容のお問合せや貸付のご相談は、お住まいの市町社会福祉協議会へお願いします。

## 貸付手続きの流れ



## 休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

### ■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- ※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
- ※ 生活保護を受けている方は対象となりません。

### ■貸付上限額

・ 10万円以内

（学校等の休業や個人事業主等の特例の場合は20万円以内）

- ※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大。

### ■据置期間

1年以内

- ※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

### ■償還期限

2年以内

- ※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

### ■貸付利子・保証人

無利子・不要

### ■申込先

市町社会福祉協議会

## 失業された方等向け（総合支援資金）

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

### ■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

- ※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。

### ■貸付上限額

- ・（2人以上）月20万円以内
  - ・（単身）月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

### ■据置期間

1年以内

- ※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

### ■償還期限

10年以内

### ■貸付利子・保証人

無利子・不要

- ※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

### ■申込先

市町社会福祉協議会

注 原則、自立相談支援事業等による支援を受け付け、継続的な支援を受けることが要件となります。

# 相談窓口・お問い合わせ先

| 市町名   | 郵便番号     | 所在地                     | 建物名                     | TEL          |
|-------|----------|-------------------------|-------------------------|--------------|
| 松山市   | 790-0002 | 松山市二番町4丁目7-2            | 松山市役所別館1階<br>福祉・子育て相談窓口 | 089-941-4232 |
| 今治市   | 794-0043 | 今治市南宝来町1丁目9-8           | 今治市総合福祉センター             | 0898-22-6063 |
| 宇和島市  | 798-0003 | 宇和島市住吉町1丁目6番地16号        | 宇和島市総合福祉センター            | 0895-23-3711 |
| 八幡浜市  | 796-0010 | 八幡浜市松柏乙1101番地           | 八幡浜市保健福祉総合<br>センター2階    | 0894-23-2940 |
| 新居浜市  | 792-0031 | 新居浜市高木町2番60号            | 新居浜市総合福祉センター            | 0897-47-4976 |
| 西条市   | 799-1371 | 西条市周布606番地1             | 西条市東予総合福祉<br>センター       | 0898-64-2600 |
| 大洲市   | 795-0064 | 大洲市東大洲270番地1            | 大洲市総合福祉センター             | 0893-23-0313 |
| 伊予市   | 799-3127 | 伊予市尾崎3番地1               | 伊予市総合保健福祉<br>センター       | 089-982-0393 |
| 四国中央市 | 799-0404 | 四国中央市三島宮川4丁目6番55号       | 四国中央市福祉会館               | 0896-28-6127 |
| 西予市   | 797-1212 | 西予市野村町野村12号15番地         | 西予市野村保健福祉<br>センター       | 0894-72-2306 |
| 東温市   | 791-0211 | 東温市見奈良490-1             | 東温市総合保健福祉<br>センター2階     | 089-955-5535 |
| 上島町   | 794-2550 | 越智郡上島町生名2133番地3         | 上島町生名デイサービス<br>センター     | 0897-76-2638 |
| 久万高原町 | 791-1501 | 上浮穴郡久万高原町上黒岩2920番<br>地1 | 美川保健センター                | 0892-56-0750 |
| 松前町   | 791-3120 | 伊予郡松前町大字筒井710番地1        | 松前町総合福祉センター             | 089-985-4144 |
| 砥部町   | 791-2120 | 伊予郡砥部町宮内1369番地          | 砥部町中央公民館                | 089-962-7100 |
| 内子町   | 791-3392 | 喜多郡内子町内子1515番地          | 内子町役場内子分庁               | 0893-44-3820 |
| 伊方町   | 796-0301 | 西宇和郡伊方町湊浦1995番地1        | 伊方町中央公民館5階              | 0894-38-2360 |
| 松野町   | 798-2101 | 北宇和郡松野町大字松丸1661-13      | ふれあい福祉センター              | 0895-42-0794 |
| 鬼北町   | 798-1341 | 北宇和郡鬼北町近永782番地          | 鬼北町総合福祉センター             | 0895-45-3709 |
| 愛南町   | 798-4101 | 南宇和郡愛南町御荘菊川1157番地       |                         | 0895-73-7777 |

実施主体：社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会

連絡先：〒790-8553 愛媛県松山市持田町三丁目8番15号

TEL：089-921-8384

※受付は、土曜・日曜・祝日を除きます。